

岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第80号

岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （1）～（4） [略] （5） 表5の項の改正部分及び附則第5条第2項の規定 <u>平成29年4月1</u> 日 （6） [略]	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （1）～（4） [略] （5） 表5の項の改正部分及び附則第5条第2項の規定 <u>平成31年10月1</u> 日 （6） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）の一部を次のように改正する。

表3の項の改正部分中

「

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例） 第23条の3 [略] 2・3 [略] 4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部	（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例） 第23条の3 [略] 2・3 [略] 4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下 <u>この項及び附則第24条の12第1項</u> において「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第
---	---

長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の12第1項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の12第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

を

「

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下この項において「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

第24条の9 法附則第12条の2の10に規定する条例で定める路線は、第107条の17第1項に規定する生活交通路線とする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の10 営業用の自動車に対する第103条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

<u>第1項（第4項において準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2項（第4項において準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3項</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の11 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の12第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条において「初回新規登録」という。）を受けのものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の12第1項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の12第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の11第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の12第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の12第3項の総務省令で定める

ものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の12第3項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の12第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第6項までにおいて同じ。）が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の12第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第6項第1号及び第2号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適

用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の12第4項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の12第4項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の12第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの

取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の12第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の12第7項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除)

第24条の12 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に

より原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等（法附則第53条の2第2項に規定する自動車等をいう。以下この項において同じ。）を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第101条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第25条の2第1項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

（種別割の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号において同じ。））、天然ガス

（自動車税の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車（電気自動車をいう。以下この条において同じ。））、天然ガスで内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天

然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する平成28年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる

自動車（同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車（次項第5号におい

自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率

で「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、法第149条第1項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17

」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの

[略]

[略]

3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成

年ガソリン軽中量車基準(第103条第1項第1号ア(ア)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。次項において同じ。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号ア(ウ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油自動車のうち、第103条第1項第2号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

[略]

[略]

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が第103条第1項第1号イ(ウ)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を

26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

2 局長は、自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象

受ける自動車を除く。)に対して課する種別割の税率については、当該自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の12第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分

2 局長は、種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合

区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

には、当該対象区域内自動車等は、第100条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

を  
「

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 営業用の自動車に対する第103条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1項</u> （ <u>第4項</u> において準用する場合を含む。）	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2項</u> （ <u>第4項</u> において準用する場合を含む。）	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3項</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

(種別割の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。））、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車

項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。)、一般乗合用バス等(第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の第101条第3項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車  
が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録  
を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかか  
わらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成  
21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを  
超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用さ  
れるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害  
防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排  
出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務  
省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」  
という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス  
車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2  
号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源とし  
て用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12  
条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定  
するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率  
」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー  
消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附  
則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（  
次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32  
年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの  
に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排  
出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,500

	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	28,000
	電気を動力源とするもの	2,000	7,500
トラック (三輪の)	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6,500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500	7,500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに

		<u>1,200円を 加算した額</u>	<u>1,600円を 加算した額</u>
バス	一般	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>3,000</u>
	乗合 用バ ス等	<u>乗車定員が30人を超え40人 下のもの</u>	<u>4,000</u>
		<u>乗車定員が40人を超え50人 下のもの</u>	<u>4,500</u>
		<u>乗車定員が50人を超え60人 下のもの</u>	<u>5,000</u>
		<u>乗車定員が60人を超え70人 下のもの</u>	<u>6,000</u>
		<u>乗車定員が70人を超え80人 下のもの</u>	<u>6,500</u>
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>7,500</u>
		その他	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>
	<u>乗車定員が30人を超え40人 下のもの</u>	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>
	<u>乗車定員が40人を超え50人 下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>12,500</u>
	<u>乗車定員が50人を超え60人 下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>14,500</u>
	<u>乗車定員が60人を超え70人 下のもの</u>	<u>13,000</u>	<u>16,500</u>
	<u>乗車定員が70人を超え80人 下のもの</u>	<u>14,500</u>	<u>18,500</u>
	<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>16,000</u>	<u>21,000</u>

<u>三輪の小型自動車</u>		<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
<u>けん引自動車</u>	<u>小型自動車であるもの</u>	<u>2,000</u>	<u>3,000</u>
	<u>普通自動車であるもの</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
<u>特種用途車</u>	<u>乗用車に属するもの</u>	<u>2,000</u>	<u>6,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>2,000</u>	<u>7,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>2,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>3,000</u>	<u>9,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>12,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>13,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>5,000</u>	<u>15,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>8,500</u>	<u>22,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>6,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区 分に応じた税率</u>	

<u>バスに属するもの</u>		<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>		<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>けん引自動車に属するもの</u>		<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈き ゆう 車</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>2,000</u>	
	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>2,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>3,000</u>	
<u>キャ ンピ ング 車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>6,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>7,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>8,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>9,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>10,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>		<u>13,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>		<u>15,500</u>

	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>22,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>		<u>6,000</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10トン以下のもの</u>	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるもの</u>	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

<u>自動車の区分</u>	<u>税率（年額）</u>	
	<u>営業用</u>	<u>自家用</u>
<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,300</u>
<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超	8,000	25,500

	<u>え3リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え</u>	<u>9,000</u>	<u>29,000</u>
	<u>3.5リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3.5リットルを超え</u>	<u>10,500</u>	<u>33,500</u>
	<u>4リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え</u>	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	<u>4.5リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4.5リットルを超え</u>	<u>14,000</u>	<u>44,000</u>
	<u>6リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が6リットルを超え</u>	<u>20,500</u>	<u>55,500</u>
	<u>るもの</u>		
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>4,000</u>	<u>15,000</u>
<u>トラック</u>	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
<u>(三輪の)</u>			
<u>小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。</u>	<u>最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>
<u>)</u>	<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>

		<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
		<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>	<u>15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額</u>	<u>20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額</u>
バス	一般乗合用バス等	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>6,000</u>	
		<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>7,500</u>	
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>9,000</u>	
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>10,000</u>	
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>11,500</u>	
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>13,000</u>	
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>14,500</u>	
		その他	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>13,500</u>
	<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>16,000</u>	<u>20,500</u>	
	<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>19,000</u>	<u>24,500</u>	

		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>22,000</u>	<u>28,500</u>
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>25,500</u>	<u>33,000</u>
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>28,500</u>	<u>37,000</u>
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>32,000</u>	<u>41,500</u>
	<u>三輪の小型自動車</u>		<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
<u>けん引自動車</u>	<u>小型自動車であるもの</u>		<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
	<u>普通自動車であるもの</u>		<u>8,000</u>	<u>10,500</u>
<u>特種用途車</u>	<u>乗用車に属するもの</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>14,000</u>
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>4,000</u>	<u>16,000</u>
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>6,500</u>	<u>20,500</u>
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>23,500</u>
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>

	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈き</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
<u>ゆう</u>	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
<u>車</u>	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	
<u>キャ</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
<u>ンピ</u>	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>14,000</u>
<u>ング</u>	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>16,000</u>
<u>車</u>	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超</u>		<u>20,500</u>

	<u>え3リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え</u>		<u>23,500</u>
	<u>3.5リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3.5リットルを超え</u>		<u>27,000</u>
	<u>え4リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え</u>		<u>31,000</u>
	<u>4.5リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4.5リットルを超え</u>		<u>35,500</u>
	<u>え6リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が6リットルを超え</u>		<u>44,500</u>
	<u>るもの</u>		
	<u>電気を動力源とするもの</u>		<u>12,000</u>
その 他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10ト</u>		
	<u>ン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15ト</u>		
	<u>ン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるも</u>		
	<u>の</u>	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で  
貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの  
最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排  
気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額と  
する。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用

総排気量が1リットル以下のもの	円 1,800	円 2,600
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,300	3,200
総排気量が1.5リットルを超えるもの	3,200	4,000
電気を動力源とするもの	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等）

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分

2 局長は、自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

に改め、同項を表4の項とし、表2の項の次に次のように加える。

<p>3 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教</p>	<p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教</p>
---	---

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する平成28年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定

するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) [略]

[略]

[略]

3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ

するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) [略]

[略]

[略]

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、

つては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

2・3 [略]

次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分

2・3 [略]

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(3) 表3の項の改正部分及び次条から附則第11条までの規定 平成29年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例(表3の項の改正部分に限る。次条において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第37条並びに附則第19条及び第19条の2の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から施行日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成

(3) 表3の項の改正部分及び附則第5条第1項の規定 平成29年4月1日

(4) 表4の項の改正部分及び次条から附則第9条まで(附則第5条第1項を除く。)の規定 平成31年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例(表4の項の改正部分に限る。次条において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第37条並びに附則第19条及び第19条の2の規定は、前条第4号に掲げる改正部分及び規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

3 新条例の規定中種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

24年法律第17号)の施行の日以後最初に同号の規定により指定して公示した区域(同項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法(同項において「新法」という。)附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第24条の12第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第24条の12第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定を適用する。

(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の平成28年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割及び平成29年度以後の年度分の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の平成31年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割並びに平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第10条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年岩手県条例第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（次条において「旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」という。）の一部を次のように改正する

第4条第2項中「限る。）に係る自動車の取得（」を「限り、」に、「自動車の取得を」を「ものを」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

（旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 前条の規定による改正後の旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則第12条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。